

練馬区工事請負契約における建設業法第26条の5の規定の適用に係る運用基準

令和8年3月30日

7練総経第2466号

(趣旨)

第1条 この基準は、練馬区（以下「区」という。）が発注する工事において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条の5の規定により、法第7条第2号に規定する営業所技術者（以下「営業所技術者」という。）または法第15条第2号に規定する特定営業所技術者（以下「特定営業所技術者」という。）（以下これらを「営業所技術者等」という。）が、営業所技術者にあつては当該工事現場に置かなければならない法第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を、特定営業所技術者にあつては当該工事現場に置かなければならない主任技術者または同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）（以下これらを「監理技術者等」という。）を、兼務する特例について、必要な事項を定めるものとする。

(兼務の営業所技術者等の配置要件)

第2条 法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等（以下「兼務の営業所技術者等」という。）の配置要件は、つぎの各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、工事途中において要件に該当しないこととなった場合は、それ以後、監理技術者等を工事ごとに専任で配置しなければならない。

- (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 建設工事の予定価格（施工中の工事においては契約金額）が1億円（当該建設工事が建築一式工事の場合は2億円）未満（当該工事が施工能力等審査型総合評価方式（練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱（平成27年3月31日26練総経第979号）に基づく入札方式）により落札者を決定するものを除く。）であること。
- (3) 営業所から建設工事の工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場までの移動時間が概ね片道2時間以内であること。なお、移動時間の判断は自動車等の移手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- (4) 下請次数が3を超えていないこと。
- (5) 建設工事に置かれる営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置くこと。
- (6) 営業所技術者等が、当該工事現場の施工体制を確認するために現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステムの設置その他の必要な措置が講じられていること。
- (7) 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書（以下「計画書」という。）を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的

方法によることができるものとする。

(8) 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像および音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる機器を用いること。

(9) 営業所技術者等が所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(兼務できる工事数)

第3条 同一の営業所技術者が兼務することができる工事数は、1件までとする。

(兼務できない工事)

第4条 前2条の規定にかかわらず、同一の営業所技術者は、維持工事を兼務できないものとする。

(連絡員の要件)

第5条 連絡員は、つぎの各号を満たすよう配置するものとする。なお、連絡員は、当該建設工事への専任や常駐、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を要しないが、施工管理の最終的な責任は当該建設工事の請負者が負うものとする。

(1) 連絡員は、各工事に置くこととする。なお、連絡員は複数の建設工事の連絡員を兼務することができる。

(2) 土木一式工事または建築一式工事の場合、連絡員は当該工事と同業種の工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること。

(手続)

第6条 兼務の営業所技術者等の配置を希望する請負者は、つぎに掲げる区分に応じ、営業所技術者等の工事現場への配置に係る確認事項(様式3)を区へ提出しなければならない。

(1) 区が発注する工事へ営業所技術者等が監理技術者等の兼務を希望する場合は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加の希望申請時(希望制)指名競争入札に付す場合であって希望申込みを伴わないものは配置予定技術者の届出時、随意契約による場合にあっては見積書の提出時に提出すること。

(2) すでに専任で配置している監理技術者等から変更等により兼務の営業所技術者等を配置する場合は、速やかに工事の監督員へ提出すること。

(その他留意事項)

第7条 請負者が兼務の営業所技術者等の配置を希望する場合は、つぎに掲げる事項について留意することとする。

(1) 営業所技術者が監理技術者等の兼務を希望する工事において、法第26条の5の規定を適用できること(発注者が示す配置要件に該当すること)を、入札参加者自身で必ず確認すること。

(2) 契約後、監理技術者等および連絡員の配置ができないこととなった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準(昭

和61年4月1日練総経発第394号)に基づき、指名停止となる場合があること。

付 則

この基準は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に区が発注する工事から適用する。